

独立行政法人日本原子力研究開発機構 中期目標案 新旧対照表

・変更部分は赤字下線

中 期 目 標 (変 更 後)	中 期 目 標 (変 更 前)
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>前文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標の期間 ・ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 福島第一原子力発電所事故への対処に係る研究開発</u> <u>2. エネルギーの安定供給と地球温暖化対策への貢献を目指した原子力システムの大型プロジェクト研究開発</u> <u>3. 量子ビームによる科学技術の競争力向上と産業利用に貢献する研究開発</u> <u>4. エネルギー利用に係る技術の高度化と共通的科学技術基盤の形成</u> <u>5. 原子力の研究、開発及び利用の安全の確保と核不拡散に関する政策に貢献するための活動</u> <u>6. 自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理処分に係る技術開発</u> <u>7. 放射性廃棄物の埋設処分</u> <u>8. 産学官との連携の強化と社会からの要請に対応するための活動</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務運営の効率化に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> 1. 効率的、効果的なマネジメント体制の確立 2. 業務の合理化、効率化 3. 評価による業務の効率的推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務内容の改善に関する事項 ・ その他業務運営に関する重要事項 <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全確保及び核物質等の適切な管理の徹底に関する事項 2. 施設・設備に関する事項 3. 自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理処分に 関する事項 4. 国際約束の誠実な履行に関する事項 5. 人事に関する事項 	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>前文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標の期間 ・ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> <u>1. エネルギーの安定供給と地球温暖化対策への貢献を目指した原子力システムの大型プロジェクト研究開発</u> <u>2. 量子ビームによる科学技術の競争力向上と産業利用に貢献する研究開発</u> <u>3. エネルギー利用に係る技術の高度化と共通的科学技術基盤の形成</u> <u>4. 原子力の研究、開発及び利用の安全の確保と核不拡散に関する政策に貢献するための活動</u> <u>5. 自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理処分に係る技術開発</u> <u>6. 放射性廃棄物の埋設処分</u> <u>7. 産学官との連携の強化と社会からの要請に対応するための活動</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務運営の効率化に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> 1. 効率的、効果的なマネジメント体制の確立 2. 業務の合理化、効率化 3. 評価による業務の効率的推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務内容の改善に関する事項 ・ その他業務運営に関する重要事項 <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全確保及び核物質等の適切な管理の徹底に関する事項 2. 施設・設備に関する事項 3. 自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理処分に 関する事項 4. 国際約束の誠実な履行に関する事項 5. 人事に関する事項

独立行政法人日本原子力研究開発機構 中期目標案 新旧対照表

・変更部分は赤字下線

中 期 目 標 (変 更 後)	中 期 目 標 (変 更 前)
<p>独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。</p> <p>前文</p> <p>我が国における原子力の研究、開発及び利用は、原子力基本法に基づき、厳に平和の目的に限り、安全確保を前提に、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興を図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的としている。原子力は様々な分野の知見を結集した総合科学技術であり、上記の目的を達成するためには、多大な資源と時間を必要とするため、その研究開発や安全規制等については、国が大きな役割を果たす必要がある。特に、エネルギー資源の確保や地球温暖化対策に資する研究開発については、我が国のみならず、地球規模の問題を解決するための重要な役割を担っている。</p> <p>機構は、基礎・基盤研究からプロジェクト研究開発までを包含する我が国唯一の原子力に関する総合的な研究開発機関として、<u>東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故(以下「福島第一原子力発電所事故」という。)からの復旧・復興に向けた取組に積極的に貢献するとともに、</u>原子力委員会が策定する「原子力政策大綱」及び原子力安全委員会が策定する「原子力の重点安全研究計画」等に基づき、我が国の原子力の研究開発利用を着実に推進するための中核的拠点の役割を担っている。そのため、<u>福島第一原子力発電所事故を受けて顕在化した課題の解決に必要な研究開発を重点的取組として位置づけつつ、</u>高速増殖炉サイクル技術、高レベル放射性廃棄物処分技術、核融合研究開発及び量子ビームテクノロジーへの重点化を継続するとともに、我が国の原子力技術基盤を維持・強化し、積極的な研究開発成果の発信、技術的支援及び人材育成等を行うことを通じて、産業、大学及び地域との連携によって新たな原子力利用に係る産業の創出を目指した研究開発に取り組む必要がある。また、</p>	<p>独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。</p> <p>前文</p> <p>我が国における原子力の研究、開発及び利用は、原子力基本法に基づき、厳に平和の目的に限り、安全確保を前提に、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興を図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的としている。原子力は様々な分野の知見を結集した総合科学技術であり、上記の目的を達成するためには、多大な資源と時間を必要とするため、その研究開発や安全規制等については、国が大きな役割を果たす必要がある。特に、エネルギー資源の確保や地球温暖化対策に資する研究開発については、我が国のみならず、地球規模の問題を解決するための重要な役割を担っている。</p> <p>機構は、基礎・基盤研究からプロジェクト研究開発までを包含する我が国唯一の原子力に関する総合的な研究開発機関として、原子力委員会が策定する「原子力政策大綱」及び原子力安全委員会が策定する「原子力の重点安全研究計画」等に基づき、我が国の原子力の研究開発利用を着実に推進するための中核的拠点の役割を担っている。そのため、高速増殖炉サイクル技術、高レベル放射性廃棄物処分技術、核融合研究開発及び量子ビームテクノロジーへの重点化を継続するとともに、我が国の原子力技術基盤を維持・強化し、積極的な研究開発成果の発信、技術的支援及び人材育成等を行うことを通じて、産業、大学及び地域との連携によって新たな原子力利用に係る産業の創出を目指した研究開発に取り組む必要がある。また、原子力安全、核物質防護及び核不拡散のための技術的及び人的活動に積極的に参加し、貢献していくことが求められている。さらに、研究開発計画を着実に実施するため、内部統制の強化を図りつつ、柔軟かつ効率的な組織運営機能の強化が必要である。</p>

独立行政法人日本原子力研究開発機構 中期目標案 新旧対照表

・変更部分は赤字下線

中 期 目 標 (変 更 後)	中 期 目 標 (変 更 前)
<p>原子力安全、核物質防護及び核不拡散のための技術的及び人的活動に積極的に参加し、貢献していくことが求められている。さらに、研究開発計画を着実に実施するため、内部統制の強化を図りつつ、柔軟かつ効率的な組織運営機能の強化が必要である。</p> <p>このような取組を進めることにより、<u>福島第一原子力発電所事故からの復旧・復興に資するほか</u>、国家の基盤技術の発展に寄与するとともに、地球規模の問題解決や研究成果の社会への還元による豊かさの増大といった国民からの大きな期待に応え、国際社会にも貢献する研究開発機関として一層発展していく使命がある。</p> <p><u>なお、福島第一原子力発電所事故への対処に係る研究開発を優先して重点的に取り組むことや、福島第一原子力発電所事故を受けて原子力政策及びエネルギー政策が見直されることとなったこと等に伴い、実施を見送っている取組に関する中期目標については、今後とりまとめられる原子力政策及びエネルギー政策の見直しの議論の結果を踏まえて見直すこととする。また、我が国の原子力施設において再び重大な事故が起こらないようにするための研究開発など強化が求められている取組に関する中期目標についても、今後の関係行政機関における議論や事業者等の要望を踏まえ、上記と併せて見直すこととする。</u></p> <p>・ 中期目標の期間 機構の当期の中期目標の期間は、平成 22 年(2010 年)4 月 1 日から平成 27 年(2015 年)3 月 31 日までの 5 年間とする。</p> <p>・ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p><u>1. 福島第一原子力発電所事故への対処に係る研究開発</u></p> <p><u>「東京電力(株)福島第一原子力発電所における中長期措置に</u></p>	<p>このような取組を進めることにより、国家の基盤技術の発展に寄与するとともに、地球規模の問題解決や研究成果の社会への還元による豊かさの増大といった国民からの大きな期待に応え、国際社会にも貢献する研究開発機関として一層発展していく使命がある。</p> <p>・ 中期目標の期間 機構の当期の中期目標の期間は、平成 22 年(2010 年)4 月 1 日から平成 27 年(2015 年)3 月 31 日までの 5 年間とする。</p> <p>・ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>

独立行政法人日本原子力研究開発機構 中期目標案 新旧対照表

・変更部分は赤字下線

中 期 目 標 (変 更 後)	中 期 目 標 (変 更 前)
<p><u>関する検討結果(平成23年12月13日原子力委員会決定)」を踏まえ、事故を起こした原子力発電所の廃止措置等に向けた研究開発の実施について、政府・東京電力中長期対策会議研究開発推進本部の方針に基づき、関係省庁、研究機関等の関係機関、事業者等との役割分担を明確にし、連携を図りながら、确实かつ効率的に実施する。</u></p> <p><u>また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針(平成23年11月11日閣議決定)」を踏まえ、各省庁、関係地方公共団体、研究機関等の関係機関、事業者等と連携しつつ、必要な研究開発を実施する。</u></p>	
<p>2 .エネルギーの安定供給と地球温暖化対策への貢献を目指した原子力システムの大型プロジェクト研究開発 (略)</p>	<p>1 .エネルギーの安定供給と地球温暖化対策への貢献を目指した原子力システムの大型プロジェクト研究開発 (略)</p>
<p>3 .量子ビームによる科学技術の競争力向上と産業利用に貢献する研究開発 (略)</p>	<p>2 .量子ビームによる科学技術の競争力向上と産業利用に貢献する研究開発 (略)</p>
<p>4 .エネルギー利用に係る技術の高度化と共通的科学技術基盤の形成 (略)</p>	<p>3 .エネルギー利用に係る技術の高度化と共通的科学技術基盤の形成 (略)</p>
<p>5 .原子力の研究、開発及び利用の安全の確保と核不拡散に関する政策に貢献するための活動 (略)</p>	<p>4 .原子力の研究、開発及び利用の安全の確保と核不拡散に関する政策に貢献するための活動 (略)</p>
<p>6 .自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理処分に係る技術開発 (略)</p>	<p>5 .自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理処分に係る技術開発 (略)</p>

独立行政法人日本原子力研究開発機構 中期目標案 新旧対照表

・変更部分は赤字下線

中 期 目 標 (変 更 後)	中 期 目 標 (変 更 前)
<p><u>7</u>. 放射性廃棄物の埋設処分 (略)</p>	<p><u>6</u>. 放射性廃棄物の埋設処分 (略)</p>
<p><u>8</u>. 産学官との連携の強化と社会からの要請に対応するための活動 (略)</p>	<p><u>7</u>. 産学官との連携の強化と社会からの要請に対応するための活動 (略)</p>
<p>~ (略)</p>	<p>~ (略)</p>